

## 平成20年度第2回武石地域協議会 会議次第

平成20年5月23日(金)午後4時  
武石地域自治センター 2階会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 センター長あいさつ

4 報告事項

- ・信州上田観光ビジョンについて(観光課)

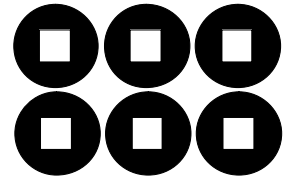
5 会議事項

- ・平成20年度武石地域の事業及び予算について(各担当課)

- ・わがまち魅力アップ応援事業の選考基準について(地域振興課)

6 その他

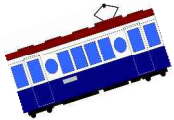
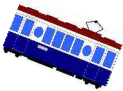
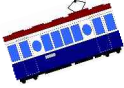
7 閉 会



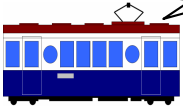
# 信州上田観光ビジョン

「旅のミュージアム都市上田の創造」

（概要）



うえだ



## ねらい

平成 15 年に年間訪日外国人数 1,000 万人を目指すビジット・ジャパン・キャンペーンがスタート。平成 18 年 12 月には観光立国推進基本法が成立し、観光を 21 世紀の国の重要な政策の柱にすることが法律上明確化された。

こうした中、上田市では観光をリーディング産業と位置づけ、菅平高原から美ヶ原高原までの幅広い地域資源を生かした観光施策を展開してきた。

今、観光を取り巻く環境は大きく変化しており、観光をビジネスとして大きく発展させていくためには、さらに戦略的な政策展開を行っていく必要がある。

上田市の魅力とは何か、上田市が狙うべきターゲットはどのような人々か、そして、このターゲットに対して上田市はどのような商品やサービスを提供していくのか。観光ビジョンは、市民、観光関連事業者、各種団体、行政が協働して、このような課題に取組み、戦略的に観光振興を図っていくための方策を示すものである。

### 観光ビジョンの構成

はじめに ~日本をリードする観光立市への挑戦~

観光を取り巻く現状を述べ、なぜ今、観光なのかについて説明。

第1章 上田市の魅力をより高めるための課題

観光振興を図って行く上での課題を分析。

第2章 地域を元気にする基本コンセプトの確立

第3章 多様な地域資源が生かされた「旅のミュージアム都市上田」の創造

第4章 訪れた皆さんに喜んでもらえる観光戦術を考える

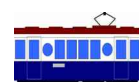
第 2 章から第 4 章までは第 1 章で分析した課題に対応するための具体的な戦略を記述。

第5章 観光まちづくりへの道

住む人が魅力を感じるまちをつくり、その結果として訪れる観光客にとっても魅力的なまちづくりが可能になるという視点から、市民の皆さんに考えていただきたいこと、取り組んでいただきたいことを述べる。

第6章 観光ビジョンの実現に向けて

観光ビジョンを実現するためのしくみについて述べる。



## 第1章

### 上田市の魅力を より高めるための課題

- ・感動を呼ぶ地域ブランドづくり
- ・多様な楽しみの創出
- ・ターゲットに応じた戦略展開
- ・観光基盤の整備



- ・課題は「感動を呼ぶ地域ブランドづくり」から「観光基盤の整備」までの4点。
- ・最大のポイントは「感動を呼ぶ地域ブランドづくり」。
- ・例えば、軽井沢、小布施、安曇野といえば、行ったことのない人でも何となくそのイメージを思い浮かべることができる。
- ・小布施といえば、北斎館周辺の町並み、安曇野といえば、わさび田と水車小屋といったイメージだが、簡単にいえば、これが地域のブランドイメージ。
- ・一方、上田市には明確なコンセプトに基づいた核となるイメージがないため、外部の人が上田市のイメージを思い浮かべることが難しい。

## 第2章

### 基本コンセプト

#### ~ 都会人の第2のふるさと(理想の田舎)を目指す ~

豊かな自然環境と田園風景、城下町の風情、伝統のある温泉地、ノスタルジックな別所線など、田舎としての上田が観光地としての強みである。

しかし、世界遺産となるような田舎の風景を擁する地域と同じ土俵で勝負しても勝ち目はない。

そこで、東京から新幹線で1時間半程度という首都圏に近い地理的条件を活かして、ちよっぴり田舎気分を味わいたい都会の人々のための理想の田舎を基本コンセプトに地域づくりを行う。

世の中、本物志向といわれるが、汗と泥にまみれて本物の農業をしたいという人は少数派。体験農業のように田舎のいいところ取りをしたいと考える観光客の方が多いのではないかと、という考え方に基づいている。



### 第3章

~上田市内の様々な癒しの風景を活用して、上田市らしい様々な田舎の形を提供する~

9つの地域協議会の答申を受けて第一次上田市総合計画に盛り込まれた「地域まちづくり方針」等に基づき、上田市内に7つのエリアを設定。観光客に様々な田舎の姿を提供する。

#### 体験農業エリア

稲倉の棚田、麻蒔りんご園など、田舎暮らしに憧れを抱く都会の観光客に理想の田舎体験を提供できる地域。

#### まゆの里エリア

蚕室づくりの町並み、桑の生産に使われた段々畑など養蚕の最盛期を今に伝える風景と里山や桜つつみホタル水路など自然あふれる風景に包まれた地域。

#### ローカル線で味わう 田園エリア

多くの史跡・文化財に加え伝統ある温泉に恵まれた地域。  
別所線から眺める田園風景は、観光客の心を癒してくれる市の象徴的なスポット。

#### 城下町エリア

上田城、城下町として整備された町並み、北国街道の面影を残す家並み……  
歴史を体感できる風景が今に生きている地域。

#### 水辺エリア

「上田 道と川の駅」の整備も計画されており、水辺の体験メニューを提供できる地域。  
水辺の体験については、他のエリアのメニューとともにPR。

#### 高原エリア

真田氏発祥の地であり、スポーツ合宿のメッカ菅平高原を擁する地域。  
豊かな自然環境を生かした参加・体験型観光で、上田市の観光の牽引役となる。

#### 自然と健康エリア

丸子温泉郷と優れた医療機関の連携による健康をキーワードとした観光地づくりが可能な地域。美ヶ原高原をはじめとした武石地域の雄大な自然も魅力。



第4章

~上田の魅力を高める7つの柱~

観光地上田の全体像を踏まえ、観光施策を戦略的に展開していくため、「信州上田観光ビジョン」では、83の具体的な施策から構成される「戦略の7つの柱」を示す。

上田らしさのブランドづくり  
 観光メニューの充実  
 おもてなしの基盤づくり  
 ターゲットに応じたおもてなし  
 スペシャル・インタレスト・ツアーへの挑戦  
 プロモーションを含めたマーケティング  
 観光ビジョンを実行し、改善するしくみ

SIT(スペシャル・インタレスト・ツアー)  
 特別の事柄について、特別の関心を持った人々に対する特別のツアー。  
 例えば、上田市内の数あるロケ地の中でも、大林宣彦監督の作品に限定したロケ地のツアー、かつてのレールやホームを巡る“廃線ツアー”などが考えられる。

具体的な施策の主なもの

- ・郷土料理の発掘とブランド化
- ・お土産品等のブランド化
- ・ホテルによる地域イメージの向上
- ・田園風景を象徴する別所線のランドマーク化
- ・上田の歴史文化の物語を学ぶ旅(カルチュラルツーリズム)の推進
- ・フィルムツーリズムの推進
- ・まちなか観光の推進
- ・農業・農家体験観光の推進
- ・国民保養・国民保健温泉地の丸子温泉郷と医療機関の連携による療養プログラムの開発
- ・旅の企業家(アンタピプレナー)の育成と支援
- ・ボランティアガイド講習会等の充実
- ・外国人旅行者へのおもてなしの向上
- ・教育旅行を対象とした体験プログラムの開発・提供と誘致活動の実施
- ・やすらぎ・癒しツアープログラムの開発
- ・国内の旅行博や商談会への参加
- ・観光ビジョンを実行する組織の設置
- ・周辺市町村との連携の強化

第5章

観光まちづくりへの道

住む人が魅力を感じるまちをつくり、結果として、訪れる人にも魅力的なまちができる。

市民が観光まちづくりの中心である。

- 1 おもてなしの心
- 2 景観を市民の手で守り、つくりあげる
- 3 地域を歩いて、まちの魅力を発見しましょう

第6章

観光ビジョンの実現に向けて

アクションプランの策定  
 各主体の役割  
 実績の評価と見直し  
 目標値の設定



# 地図で見る「旅のミュージアム都市上田」





## 平成20年度 武石地域関係の主な予算

### 地域振興課

(単位:千円)

款	事業	摘要	H20予算額	H19予算額	増減	特定財源等		説明
						費目	金額	
総務費	自治センター便りの発行	隔月、地域情報の発信	500	500	0			
総務費	地域予算 各種イベント活性化事業	武石地域で実施の各種イベント用具(被服、音響、看板、机等)	2,900	0	2,900	地域振興基金(持寄り)	2,900	直接要求予算
総務費	地域予算 わがまち魅力アップ応援事業	新市造成分基金活用事業	2,600	0	2,600	地域振興基金(造成)		武石予定額
総務費	オフトーク通信使用料	回線使用料	9,557	9,861	304			
消防費	消防施設整備事業	防火水槽有蓋化(小沢根)	1,229	2,232	1,003			
消防費	消防施設整備事業	消防積載車ポンプ更新 (中島、余里)	2,500	7,700	5,200	施設整備事業債	1,150	
						合併特例債	1,090	

### 市民生活課

総務費	自治会防犯灯新設補助金	鋼管ポール 6基, 電柱取り付け 5基	275	0	275			
総務費	自治会防犯灯電気料補助金	344灯 電気料1/2補助	413	0	413			
衛生費	環境美化監視員報酬	武石地域4名	548	548	0			
衛生費	新エネルギー活用施設設置補助金	太陽光発電	1,000	670	330			
衛生費	除雪機購入補助金	自治会対象	300	300	0			
衛生費	ごみ減量化アドバイザー報酬	武石地域2名	216	0	216			
衛生費	資源回収自治会奨励金	古紙、古布、缶、ビン	1,430	0	1,430			
衛生費	資源物回収収納庫設置補助金	20箇所×150千円	3,000	0	3,000			

### 健康福祉課

民生費	雲溪荘利用補助金	武石温泉利用補助券 全戸対象、宿泊券、日帰り券	2,700	4,200	1,500	地域振興基金(持寄り)	2,700	激変緩和
民生費	雲溪荘特別招待補助金	雲溪荘利用補助券 70歳以上対象	3,600	4,020	420	地域振興基金(持寄り)	3,600	激変緩和
民生費	うつくしの湯補助金	うつくしの湯利用補助券 15歳以上対象	2,650	3,000	350	地域振興基金(持寄り)	2,650	激変緩和
民生費	依田窪老人保健施設負担金		15,629	15,656	27			
衛生費	依田窪病院会計負担金		118,890	114,725	4,165	地方交付税配分金	55,122	



款	事業	摘要	H20予算額	H19予算額	増減	特定財源等		説明
						費目	金額	

**産業観光課**

農林水産業費	県営中山間地域総合整備事業負担金	15%負担 大堰水路2000m、西武排水路300m	16,250	16,250	0	農業基盤整備事業債	9,400	
農林水産業費	市単土地改良事業(起債対象)	農業用施設 水路改修工事	9,000	15,200	6,200	地域活性化事業債	6,200	
						受益者負担金	738	
						地域振興基金(持寄り)	738	激変緩和
農林水産業費	市営土地改良事業(維持管理的工事)	農業用施設小修繕工事	1,700	2,000	1,200	受益者負担金	262	
農林水産業費	" (その他工事)	農業用施設小修繕工事	1,500			地域振興基金(持寄り)	263	激変緩和
農林水産業費	市単土地改良事業補助金	唐沢圃場整備 事業費5,568千円×0.7補助率 0.6ha	4,000	5,000	1,000			
農林水産業費	土地改良施設維持管理適正化事業	小沢根水路改修 400m	10,000	0	10,000	諸収入(交付金)	9,000	
農林水産業費	有害鳥獣防除電気柵設置等補助金	市単補助:防護柵・施設等設置資材費に対し、1/3以内補助	280	480	200			
農林水産業費	有害鳥獣防除対策事業(原材料費)	電気柵等、地元への原材料支給 大布施地区	1,034	2,040	1,006	県補助金	500	
農林水産業費	松くい虫防除対策事業費	伐倒駆除材積450m <sup>3</sup> 、無人へり(6/10県費補助)	11,615	6,930	4,685	県補助金	6,613	
商工費	番所ヶ原スキー場リフト利用補助	武石地域住民 大人一日券 3500円 2800円	981	0	981	地域振興基金(持寄り)	981	激変緩和
商工費	うつくしの湯管理委託料	H20から利用料金制移行	16,696	62,787	46,091			
商工費	雲溪荘運営委託料		9,873	10,840	967			
商工費	番所ヶ原スキーリフト運営委託料		6,007	6,178	171			
商工費	武石夏祭り事業委託料		2,300	2,300	0			
商工費	武石村商工会補助金		6,800	6,800	0			

**建設課**

土木費	(主)美ヶ原公園沖線	兼用側溝整備費負担金	2,000	2,500	500			
土木費	市道小沢根線	舗装改良 L=700m	30,000	30,000	0	合併特例債	28,500	
土木費	道路維持費単独枠	自治会からの要望箇所や維持管理費	16,000	16,000	0			
土木費	道路建設改良費単独枠	自治会からの要望箇所の整備	15,000	10,000	5,000			
土木費	市道上武石沖線	舗装改良 L=1000m	50,000	50,000	0	合併特例債	47,500	
土木費	交通安施設整備	単独枠	1,000	1,000	0			
土木費	河川用悪水路改修工事	所沢川改修 100m	4,000	12,000	8,000			
土木費	デマンド交通運行委託	武石デマンド交通運行管理委託業務	13,650	13,115	535			

款	事業	摘要	H20予算額	H19予算額	増減	特定財源等		説明
						費目	金額	

**教育事務所**

民生費	市有建物解体工事	トマト選果場解体工事、武石小学校解体工事	30,200	0	30,200	地域振興基金(持寄り)	22,000	
民生費	児童館実施設計		7,875	0	7,875	合併特例債	7,480	
民生費	児童館建設用地測量		2,625	0	2,625	合併特例債	2,420	
教育費	高校生通学補助	125名 × 50,000円	6,250	7,500	1,250			
教育費	武石小学校施設修繕工事		6,600	9,000	2,400			
教育費	中学校組合負担金	負担率 122人/264人(42.4%)	48,364	44,037	4,327			
教育費	武石公民館コミュニティホール照明増設工事		3,500		3,500			
教育費	総合グラウンド管理事業	テニスコート砂入り人工芝工事	45,000		45,000	合併特例債	42,500	

地域振興基金(持寄り)	35,832
合併特例債	129,490

武石地域自治センター 平成20年度 地域予算

NO	予算	担当課・予算項目	項目	実施内容	20年度 予算額	査定意見等	備考
1	直接 要求 予算	武石教育事務所・民生費	児童館用地既存建物解体	旧JA選果場の解体	22,000		単年度
2		地域振興課・総務費	各種イベント活性化事業	イベント用具整備(被服、音響、看板、机)	2,900		単年度
3		地域振興課・総務費	「わがまち魅力アップ応援事業」 特色あるまちづくり応援事業上乗せ	ハード事業	-	初年度のため上乗せは せず様子を見る	継続
4		産業観光課・農林水産業費	土地改良事業負担金	頭首工等改修事業負担金を0%とする	263	事業額決定後補正 する	
5		産業観光課・農林水産業費	農地保全対策事業負担金	土地改良負担金の軽減	738	事業額決定後補正 する	
6		産業観光課・観光費	スキーリフト地域優待補助	1日券、回数券、シーズン券の地域優待	981		
7		健康福祉課・民生費	温泉施設等地域優待補助	うつくしの湯、雲渓荘の割引券・招待券による地域優待	8,950		
		小計			35,832		
8	支 援 予 振 算	地域振興課・総務費	住民提案型補助事業 「わがまち魅力アップ応援事業」	自治会や市民グループの地域づくり活動補助	2,600		武石割り当て予定額
		小計			2,600		
9	生 活 関 連 予 算	建設課・土木費	土木単独枠事業	地域要望等	39,000		
10		産業観光課・農林水産業費	土地改良単独枠事業	地域要望等	3,200		
		小計			42,200		
		合計			161,264		

< 地域予算 >

旧武石村が保有し合併時に持ち寄った約3億8千万円の基金や新上田市が保有する地域振興基金の利子収入などを活用して、地域の個性や特色を生かし地域の力が発揮されるまちづくりを行うための予算。平成20年度から運用開始。

直接要求予算

旧武石村が保有し合併時に持ち寄った約3億8千万円の基金(持寄り基金)を財源に、武石地域の振興などに活用できる。  
例)合併による制度統一等による影響を緩和する措置が必要な事業、地域独自のイベント事業、地域資源を活用した事業、地域課題に対応する事業

地域振興支援予算

新上田市が保有する地域振興基金の利子収入を財源に、地域からの公募によるまちづくり事業を支援する「わがまち魅力アップ応援事業」

生活関連予算

一般財源で、地域の要望を基に、市道、農道、水路補修等を地域自治センターの権限で実施できる。



# 児童館、児童センターの面積等の現況と計画案

(武石地域教育事務所試案 2008.5.23)

施設名	建築年度	延床面積(m <sup>2</sup> )	最寄の小学校		児童一人当たり施設面積(m <sup>2</sup> )	1日平均利用者			長期休み		備考
			名称	児童数(人)		全体(人)	児童(人)	利用率(%)	児童(人)	利用率(%)	
朝日が丘児童館	S55	298	城下小学校	437	0.68	57.94	29.84	6.83	60.18	13.77	
緑ヶ丘児童館	S61	205	西小学校	481	0.43	53.87	32.33	6.72	44.88	9.33	
川辺町児童センター	S62	338	南小学校	719	0.47	49.42	26.68	3.71	51.315	7.14	
秋和児童センター	S63	(583) 383	塩尻小学校	234	1.64	64.28	35.71	15.26	64.545	27.58	
東塩田児童センター	H2	422	東塩田小学校	377	1.12	78.51	38.45	10.20	38.19	10.13	
大星児童センター	H4	349	北小学校	550	0.63	97.33	53.02	9.64	60.955	11.08	
神科児童センター	H6	(714) 517	神科小学校	708	0.73	89.13	44.99	6.35	67.35	9.51	
神川児童センター	H9	(816) 366	神川小学校	629	0.58	80.48	39.78	6.32	48.55	7.72	
下丸子児童館	S57	296	丸子中央小学校	589	0.50	6.06	4.98	0.85	0	0.00	公民館利用 小学校から3km
真田児童館	H15	296	本原小学校	315	0.94	5.25	5.25	1.67	0	0.00	学童クラブ員95人 学童併設
長門ふれあい館	H12	333(児童) 325(隣保)	長門小学校	240	1.39	35.51	31.62	13.18			中学生1.76人/日 図書館併設
青木村児童センター	H15	417	青木小学校	260	1.60	90.00	80.00	30.77	46.60	17.92	夏55人・冬15人・ 春5人
武石児童館	H21	373.81	武石小学校	240	1.56						
ピーターパン		68.94		30	2.30						
子育て支援センター		55.8	武石・腰越地域	20	2.79						
合計		498.55									

( )は、自治会施設併設面積

武石子育て支援拠点施設の部屋概要 498.55 m<sup>2</sup> (武石地域教育事務所案) 2008.5.23

児童館	部屋の名称	用途内容	施設・設備・備品等	面積積算
(373.81 m <sup>2</sup> )	遊戯室	児童館利用者の遊び場で、児童館行事や子育て講演会などにも利用する。	1人1.65 m <sup>2</sup> 以上確保(100人の85%分) 天井高を6m 用具、道具等の収納スペースは広く	机スペース 1.65*85=140.25 収納スペース 14.58 合計 154.83 m <sup>2</sup> (公民館第1会議室 184.6 m <sup>2</sup> )
	図書コーナー	本を読んだり寝転んだり、くつろげるスペース。 児童書や絵本、科学の本、読み物の本、マンガ本など。貸し出しは出来ません。	書棚 畳スペース	本棚 5.67 畳スペース 14畳 22.68 合計 28.35 m <sup>2</sup>
	学習室 (多目的室・交流室)	勉強等静に過ごすスペース 長期休みの昼食スペース 異年齢間の交流や工作、遊びや物作りの伝承の場とする。	パソコン設置(インターネット接続) 机、椅子を設置 交流や工作等に対応する机	机スペース 44.55 収納スペース 6.48 合計 51.03 m <sup>2</sup> (公民館第3会議室 44.8 m <sup>2</sup> )
	調理室	おやつを作ったり調理教室で使用する。 主に学童クラブで使用し、要望があれば児童館事業や子育てでも使用できる。	安全上電気調理器で1系列 外には手洗い設置	20 m <sup>2</sup> (公民館調理室 30 m <sup>2</sup> ) 公民館・健康センター-使用
	事務室	事務及び電話対応	職員4人～5人が事務を執れるスペース。 コピー機・印刷機設置し、休養室を併設する。	事務スペース 4.5*4=18 機械スペース 3 合計 21 m <sup>2</sup>

	トイレ	男女別・多目的トイレの設置 シャワー施設併設	男子(小3・大2)・女子(大3) 多機能トイレ1・シャワー併設	24.3 m <sup>2</sup> (公民館男女 19.1 m <sup>2</sup> )
	通路・ロッカー	通路、ロッカー。	児童館利用者のロッカー及び通路	50 m <sup>2</sup>
	玄関・風除室	下駄箱・冬の寒気防止のため。	学童と児童館で左右別にする	玄関 4.5*3.6=16.2 風除 4.5*1.8=8.1 合計 24.3 m <sup>2</sup>
学童クラブ室 (68.94 m <sup>2</sup> )	放課後における留守家庭児童の生活の場。 宿題をしたり、本を読んだりする学習の場。 また、おやつを食べたりクラブ員同士で遊ぶ場所。	1人1.65 m <sup>2</sup> 以上確保(30人分) 床はカーペットか畳 ランドセルを置けるスペース(作り付けの棚で、低く抑える。) 用具、教材、道具等の収納スペースは広く。	机 1.8*0.6*6=6.48 ロッカー 0.6*0.6*36/2=6.48 収納スペース 6.48 合計 68.94 m <sup>2</sup> 机+ロッカー+収納スペース=55.98 m <sup>2</sup> (公民館第6会議室 52.2 m <sup>2</sup> )	
子育て支援室 (55.8 m <sup>2</sup> )	未就学児とその親と一緒に遊んだり、おしゃべりをしたりしてくつろげるスペース。 子育て相談も行い、絵本やお昼寝用のベビーベットも用意する。 児童クラブ保護者会などにも利用する。 (小学生以上の児童は使用できません)	床はカーペットか畳 授乳室を設ける(畳) 子育て相談コーナー設置 ベビーベット	机 1.98*20=39.6 授乳相談スペース 6畳 9.72 収納スペース 6.48 合計 55.8 m <sup>2</sup>	



# 平成 20 年度「わがまち魅力アップ応援事業」募集のお知らせ

魅力あふれる地域づくりを応援します！

上田市では、自治会や市民活動団体の皆さんが、地域の課題の解決や活性化のために、自主的・主体的に取り組む地域づくり活動を補助金により応援します。

「新生上田市をもっと魅力あふれる元気なまちにしたい」という熱い思いを持つ皆さんからのご応募をお待ちしています。

なお、この制度は、昨年度まで各地域で行っていた制度（上田・武石地域「元気な地域づくり事業補助金」、丸子地域「住民提案型事業補助金」、真田地域「地域づくり活動事業補助金」）の統合・リニューアルにより本年度からスタートするものです。

## 制度の概要

### 1 個性あるふるさとづくり応援事業（自治会対象）

対象者	自治会・地区自治会連合会
対象となる事業	自治会の皆さんが、地域の自然環境・景観・歴史・文化・民俗芸能などの資源を掘り起こし、地域の価値を高め、創出することにより、ふるさとに誇りや夢を持ち、コミュニティの活性化と地域の一体感の醸成に寄与する継続性のある事業
地域資源	有形無形を問わず 1 地域 1 テーマの登録制
対象経費	裏面参照
補助限度額	1 5 0 万円
補助率	補助対象経費の 100%助成
補助期間	5 年以内（補助総額 150 万円以内）
テーマ例	・「蛍飛び交う環境にやさしいまち 自治会」 用水路の環境整備等を自治会で協力して行い蛍を復活させ、飛び交う時期には蛍を見ながらの交流会を行う等の事業 ・「歴史の薫る町並みを生かしたまち 自治会」 街並みに花を植え育て、町並みを活用したイベント等の開催によるコミュニティの活性化事業 ・「桜街道の道づくりの里 自治会」 次世代を見据えて自治会内道路の両側に桜の木を植え育て、開花時には、写生大会や花見会等を行って交流を図る事業

### 2 特色あるまちづくり応援事業（市民活動団体対象）

対象者	5 人以上でまちづくりを行う市民活動団体
対象となる事業	まちづくりに熱意やアイデアを持つ市民の皆さんが、地域の課題の解決や世代間・地域間交流を目的に参加者を限定せずに行う上田市の魅力のアップに寄与する事業
対象経費	裏面参照
補助限度額	1 0 0 万円
補助率	補助対象経費の 100%助成
補助期間	2 年以内（補助総額 100 万円以内）
事業例	・ テーマを決めて行う地域間や世代間の連帯感を高める手づくりイベント事業 ・ 市のイベント等に併せて効果的に行われる自主企画事業 ・ 大勢の参加を呼びかけて実施するスポーツ・レクリエーション等の交流事業など

**補助対象経費** (ただし、総事業費から参加者負担金等の収入を除きます。)

項目	内容
謝金	外部講師や出演者への謝礼、専門的スキルを有する協力者への謝金 (行事参加者に対する賞品、参加賞は対象としない)
旅費・交通費	講師、出演者等の交通費、宿泊費 (上田市の基準による)
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費
燃料費	作業等に必要な機材や車両等の燃料費
通信費	事業の実施、連絡等に要する郵便料等 (電話・FAX料を除く)
保険料	事業の実施に係る保険料
委託費	事業実施に必要な専門的な業務の委託費 補助額は補助対象経費総額の1/3を上限とする。
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、車両、機械等の借上料
原材料費	事業に直接必要な原材料費
備品購入費	事業実施に必要な機材・備品(価格が3万円以上で5年以上使用する物品)の購入費 補助額は補助対象経費総額の1/5を上限とする。

印刷製本費、委託費、備品購入費、及び単価が3万円以上の使用料・賃借料、原材料費等については、申請時に見積書の添付が必要となります。

**補助対象外経費**

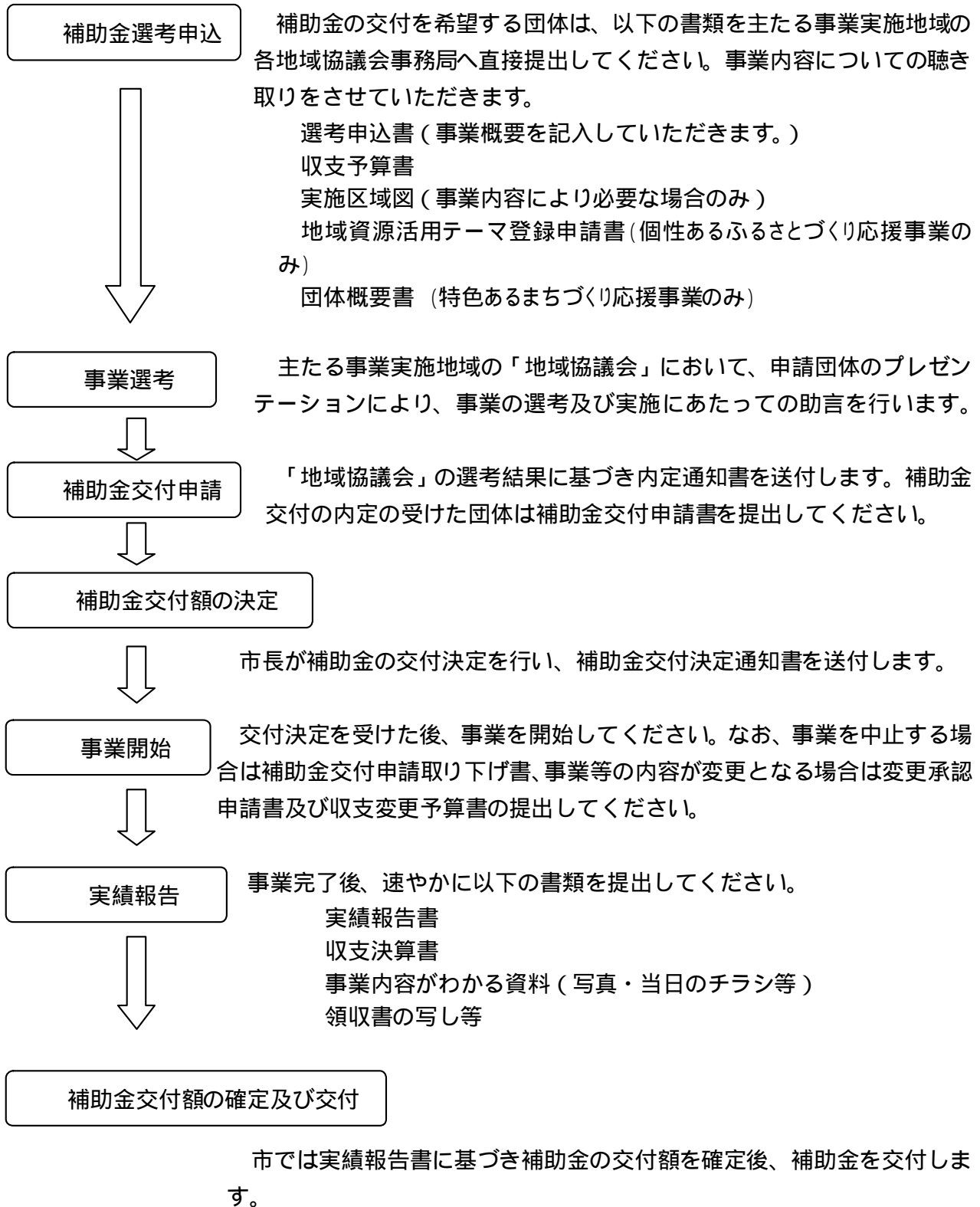
- ・団体の事務所等を維持するための経費
- ・団体の経常的な事業に要する経費
- ・団体の構成員の飲食費
- ・団体の構成員に対する人件費、謝礼
- ・不動産取得費
- ・公租公課 等

**補助対象外事業等**

- (1) 政治、イデオロギー、宗教、営利などを目的とする事業
- (2) 実質的に完了した事業(事業開始は原則として補助の交付決定後とする。)
- (3) 同一年度に国・県、及び市の他の制度による補助実績または見込のある事業
- (4) 「個性あるふるさとづくり応援事業」においては、計画時において5年以上の継続性が認められない事業
- (5) 「特色あるまちづくり応援事業」においては、申請団体の構成員のみの活動にとどまる事業
- (6) 「特色あるまちづくり応援事業」においては、各地域における統合前制度(上田・武石地域「元気な地域づくり事業補助金」、丸子地域「住民提案型事業補助金」、真田地域「地域づくり活動事業補助金」)の補助を受けた事業  
丸子地域「住民提案型事業補助金」の補助期間内の事業については、対象となります。
- (7) 一団体への補助は一年度あたり一件とする。

**申込から交付までの流れ**（下記内容は、各地域協議会により異なる場合があります。）

**募集案内** 3月に広報うえだ及び上田市ホームページ、公的施設でのチラシ、協議会報等でお知らせします。





## 応募方法

所定の選考申込書等に必要事項を記入のうえ、下記の申込先となる地域協議会事務局に直接提出してください。

**募集期間** 第1次募集：平成20年4月1日（火）～平成20年5月30日（金）  
（状況により8月以降に追加募集を行います。）

## お問合せ・申込先

主たる事業実施地域	選考機関	申込先 (地域協議会事務局)	連絡先
全市域	地域協議会正副会長会	まちづくり協働課	22-4100 内線 1354
東部地区、南部地区、中央地区、 北部地区及び神川地区	上田中央地域協議会	中央公民館	22-0760
西部地区、塩尻地区	上田西部地域協議会	西部公民館	27-7544
城下地区、川辺・泉田地区	上田城南地域協議会	城南公民館	27-7618
神科地区、豊殿地区	神科・豊殿地域協議会	豊殿地域自治センター	35-2939
東塩田地区、中塩田地区、 西塩田地区、別所温泉地区	塩田地域協議会	塩田地域自治センター	38-3000
川西地区	川西地域協議会	川西地域自治センター	31-2002
丸子地域	丸子地域協議会	丸子地域自治センター 地域振興課	42-1011
真田地域	真田地域協議会	真田地域自治センター 地域振興課	72-2202
武石地域	武石地域協議会	武石地域自治センター 地域振興課	85-2824



## 個性あるふるさとづくり応援事業 選考要領

### 1 選考機関

選考機関は、該当する上田市地域協議会、若しくは上田市地域協議会正副会長会とする。ただし、選考機関の委員が関与する事業の選考がある場合は、採否を辞退するものとする。

### 2 選考方法

各地域協議会事務局において、交付要綱及び交付要綱取扱要領との書類審査を事前に実施し、各地域協議会等での選考を行い、市長が補助金交付の採否を決定する。

#### (1) 事務局事前審査

- ア 事業目的・内容を確認し、収支予算書の補助対象経費が適当であることを審査する。
- イ [別紙関係課調書により、申請事業の関係担当課の意見を求める。](#)

#### (2) 地域協議会選考（プレゼンテーション選考）

対象事業として認められるものについて、申請団体に地域協議会での説明を求める。申請団体でのプレゼンテーションにより、関係担当課による意見調書を参考とし、下記の選考基準に基づき、地域協議会等としての採否について、市長に対して意見書を提出する。

### 3 地域協議会における選考基準

以下の(1)～(4)のア～コの視点に基づき、地域協議会において協議し、特段の問題がないと認められる場合は、市に採択としての意見を述べる。

#### (1) 公益性

- ア 不特定多数の自治会員に事業効果が及んでいる
- イ 多くの自治会員の参加が見込める
- ウ 事業効果が具体的かつ明確に把握できる
- エ 行政が支援すべき分野である

#### (2) 妥当性

- オ 現在の自治会内の課題に対し事業内容が妥当である
- カ 不特定多数の自治会員にとって必要とされている
- キ 事業目的及び目標は具体的かつ明確である

#### (3) 効果・効率性

- ク 費用対効果が明確に認められる
- ケ 事業計画の実現可能性が高く、期待どおりの成果があげられる

#### (4) 継続性

- コ 事業の継続性が認められる

## 特色あるまちづくり応援事業 選考要領

### 1 選考機関

選考機関は、該当する上田市地域協議会、若しくは上田市地域協議会正副会長会とする。ただし、選考機関の委員が関与する事業の選考がある場合は、採否を辞退するものとする。

### 2 選考方法

各地域協議会事務局において、交付要綱及び交付要綱取扱要領との書類審査を事前に実施し、各地域協議会等での選考を行い、市長が補助金交付の採否を決定する。

#### (1) 事務局事前審査

- ア 事業目的・内容を確認し、収支予算書の補助対象経費が適当であることを審査する。
- イ [別紙関係課調書により、申請事業の関係担当課の意見を求める。](#)

#### (2) 地域協議会選考（プレゼンテーション選考）

対象事業として認められるものについて、申請団体に地域協議会での説明を求める。申請団体でのプレゼンテーションにより、関係担当課による意見調書を参考とし、下記の選考基準に基づき評価点の集計により、地域協議会等としての採否について、市長に対して意見書を提出する。

### 3 地域協議会における選考基準

下記(1)～(4)の「地域協議会における選考基準」に基づき、各10小項目ごとに、採点基準による3段階評価で委員1人につき50点満点の採点を行う。

委員ごとに集計し、最低点と最高点を除外した平均点により、採択事業の優先順位を決定する。また、採否については、平均20点を基準とするが、申請状況等を勘案のうえ地域協議会で協議し、市に意見を述べる。

採点基準

点数	評価
5	あてはまる
3	どちらかというにあてはまる
0	あてはまらない

#### 地域協議会における選考基準

##### (1) 公益性

- ア 不特定多数の市民に事業効果が及んでいる
- イ 多くの市民の参加が見込める
- ウ 事業効果が具体的かつ明確に把握できる
- エ 行政が支援すべき分野である



(2) 妥当性

- オ 事業目的及び目標は具体的かつ明確である
- カ 事業目的及び目標は未だ達成されていない
- キ 現在の地域課題に対し事業内容が妥当である

(3) 効果・効率性

- ク 費用対効果が明確に認められる
- ケ 事業計画の実現可能性が高く、期待どおりの成果があげられる

(4) 継続性

- コ 事業の継続性があり、今後の団体の自立性にも寄与することが認められる